

## 京都大学学術研究支援センター（仮称）設置準備委員会要項

令和4年2月8日総長裁定制定

第1 京都大学に、京都大学学術研究支援センター（仮称）の設置に関する重要事項を審議するため、学術研究支援センター（仮称）設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 人事担当の理事
- (3) 企画担当の理事
- (4) 学術研究支援室長
- (5) 研究推進部長
- (6) その他担当理事が指名する者 若干名

第3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この要項は、令和4年2月8日から実施する。